

北九州市共同企業体取扱要綱運用基準

平成 7 年 6 月 1 日
最終改正
令和 7 年 6 月 1 日

第 3 条第 2 項関係（対象工事の種類及び規模）

工事の工期、工事内容及び技術的特性等を総合的に勘案して、共同企業体による施工が適当と認める場合の基準は次のとおりとする。

- (1) 予定金額が 5 億円未満の工事であって、地元業者単体では工期内の完成、安全対策、総合管理能力又は資金力等の点で施工能力に問題があるが、地元業者によって結成された共同企業体による共同請負では施工可能であると判断される場合

第 5 条関係（組合せ）

最上位の等級及び第 2 位の等級に属する者の組合せとすることができる場合の基準は次のとおりとする。

- (1) 2 社による共同企業体の場合

第 2 位の等級の者の出資比率を 30%とみなし、当該工事の予定価格に 30%を乗じた額が第 2 位の等級の者の標準請負工事金額の範囲内にある場合

- (2) 3 社による共同企業体の場合

第 2 位の等級の者の出資比率を 20%とみなし、当該工事の予定価格に 20%を乗じた額が第 2 位の等級の者の標準請負工事金額の範囲内にある場合

- (3) 上記の場合において、共同企業体ごとに現実にどのような出資比率で協定がされたかは問わないものとする。

第 6 条関係（構成員の資格）

特定建設共同企業体の構成員には、経常建設共同企業体を含むことはできない。

第 7 条関係（共同企業体の結成）

最上位の等級及び第 2 位の等級に属する者の組合せにあつては、代表者は最上位の等級の者とする。

第 10 条関係（対象工事の種類及び規模・構成員の数・組合せ・構成員の資格）

- 1 有資格業者名簿に記載されている者で経常建設共同企業体の構成員である者は、経常建設共同企業体以外の有資格業者として指名することはできない。
- 2 経常建設共同企業体の構成員は、本店又は建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 条）第 6 条に規定する主たる営業所が北九州市内にある者でなければならない。
- 3 第 3 項に規定する最上位等級に属する者は、等級別格付のない工種にあつては、当分の間、経営事項審査総合数値が 900 点以上の者を最上位等級に属する者とみなす。
- 4 第 4 項第 1 号に規定する営業年数が少なくとも数年あることとは、許可を有しての営業年数が

3年以上ある場合をいう。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合は、許可を有しての営業年数が3年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

付 則

- 1 この基準は、平成7年6月1日から施行する。
- 2 北九州市共同企業体取扱要綱の運用について（昭和63年3月15日助役決裁）は廃止する。

付 則

- 1 この基準は、平成11年2月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和7年6月1日から施行する。